

地域生活支援拠点について

1 拠点整備の目的

障がいのある人等が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまな支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図る。

2 整備に係る基本的考え方

障がい者の高齢化・重度化や、親なき後を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者のニーズ、既存の障がい福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無等、各地域における個別の状況に応じ、地域自立支援協議会等の場を用いて、関係機関等が参画して検討を進めることとされている。

3 春日井市障がい者総合福祉計画における位置づけ

国や県の障害福祉計画を踏まえ、第3次春日井市障がい者総合福祉計画においても、「保健所など関係機関と連携し地域生活支援拠点の整備を検討します。」としている。

拠点は、各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備することを基本とし、昨年未開催の全国担当者会議においては、新たな整備目標年度（案）として、平成32年度末までという期限が示されている。

4 求められる機能

必要な地域支援機能として、地域が抱える課題を抽出すると、次の項目が挙げられる。

① 相談

⇒ 自立に向けての相談や地域での暮らしの相談等に応じる機能

② 体験の機会・場

⇒ ひとり暮らしの体験の機会や場、日中活動の場を提供する機能

③ 緊急時の受け入れ

⇒ 虐待等による緊急受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

④ 専門性

⇒ 専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材養成等の機能

⑤ 地域の体制づくり

⇒ さまざまなニーズに対応できる地域の体制整備、人材育成等を行う機能

5 整備の手法

各地域の抱える課題に応じて、居住支援機能（グループホームなど）のほか、地域支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れなど）を整備する手法としては、基本的に次のものがある。

④グループホーム又は障害者支援施設等に地域支援機能を集約して整備する
⇒「多機能拠点整備型」

⑥地域において複数の機関が連携し、居住支援と地域支援機能の役割を分担して担う
⇒「面的整備型」

＜国の示す整備手法のイメージ図＞



6 今後のスケジュール（案）

H29	H30	H31	H32	H33
整備内容検討・決定				
整備に向けた関係機関との調整				
必要に応じた環境整備等				
				スタート